

森永砒素ミルク闘争二十年史

■写真資料

■序論

■運動編

第一章 守る会・光を求めて二十年

守る会・光を求めて二十年 岡崎幸子

岡崎幸子

24

第二章

加害企業と被害者

I／砒素ミルク中毒事件の必然性 平沢正夫

II／奇病を追う 黒住隆介

III／被災者同盟 能瀬英太郎

50
56
59

第三章

公害企業の延命と被害者抹殺

I／五人委員会と森永奉仕会 ふかたかし

II／被災者同盟の解散と守る会の結成 能瀬英太郎

III／暗い道程

手記1 浜崎文子

手記2 吉房亀子

手記3 岡スマ子

手記4 中川美津子

66
81
89
89
95
89

医学編

第一章 森永ミルク中毒事件、その医学史

歴史的教訓と今後の課題 青山英康

224

第二章 医学の名において

I／瀬野川町における疫学調査 太田武夫

II／京都からの報告 山下節義

III／岡山県粉乳砒素中毒調査委員会批判 三村啓爾

252
257
263

第三章 森永ミルク中毒事件と医学

I／日本小児科学会のとりくみ 中村 豊

II／日本公衆衛生学会のとりくみ 辻 達彦

III／臨床治療のとりくみと現代医療の問題点 松岡健一

IV／守る会運動に占める医学の役割 大平昌彦

270
275
280
289

裁判編 (旧森永ミルク中毒被害者弁護団／大深忠延・小林淑人・金子 武輔／編)

第一章 刑事裁判 森永ミルク中毒裁判弁護団編

298

第二章 民事裁判 森永ミルク中毒裁判弁護団編
森永砒素ミルク中毒事件関係資料 岡崎哲夫

312
343

森永ミルク中毒事件史年表 岡崎ゆり子

351

■あとがき

第四章 再び社会の表面へ

- | | | |
|------------------|----------|-----|
| I／丸山報告前後 a | 新妻義輔 | 216 |
| 丸山報告前後 b | 南正和 | 213 |
| II／原則の堅持と守る会の発展 | 岡崎哲夫 | 210 |
| III／対策会議の結成とその活動 | 小野克正 | 208 |
| IV／森永告発のたたかい | 谷川正彦・尾瀬裕 | 200 |

第五章 たたかいと交渉

- | | | |
|-----------------|-------|-----|
| I／本部交渉と現地交渉 | 能瀬英太郎 | 186 |
| II／交渉中断と不買運動 | 谷川正彦 | 162 |
| III／恒久的救済対策案 | 岡崎哲夫 | 156 |
| IV／民事訴訟の展開と不買運動 | 岡崎哲夫 | 148 |

第六章 自力救済への道

- | | | |
|------------------------|------|-----|
| I／三者会談の開始と財団法人ひかり協会の設立 | 岡崎哲夫 | 143 |
| II／被害者の会結成 | 石川雅夫 | 149 |
| III／太陽の村・一九九五年 | 石川雅夫 | 132 |

第七章 戦後公害史のなかで

- | | | |
|------------------------|-----|-----|
| 公害被害者運動のなかに占める「守る会」の活動 | 宇井純 | 187 |
|------------------------|-----|-----|

第八章 協力者の手記

- | | | |
|---------------------|------|-----|
| I／「ひかり」との出会い | 瓜生和人 | 208 |
| II／運動の結実を祈って | 岸田庄司 | 200 |
| III／「毒の毒」から「怒りの道」まで | 井口泰子 | 186 |
| IV／丸山報告まで | 森 鉄雄 | 162 |

岡崎哲夫 森永ミルク中毒のこどもを守る会事務局長

序論

昭和三十年に発生した森永砒素ミルク中毒事件が、二十年以上を経た今日に至るまで、脈々としてたたかいつづけられた根底には、それが、賠償金などの一時的手段でことを解決しようとする次元を超えた、たたかい——事件に対応するあらゆる人々の人間としてのモラルを問い、人類社会のヒューマニズムの限界に挑むたたかが、赤い一条の糸のように、そこに貫していたからだと考える。

森永ミルク中毒事件は、日本が、経済の高度成長に正に『離陸』しようとする直前に起つた、わが国の企業＝食品公害の第一号であつた。

まだ、敗戦後の貧窮にあえぐ被害者の親達の心に、その時まず浮かんだのは「初めて生まれたこの子が、果して健全に成長するだろうか?」という、素朴で卒直な心配であつた。この純粹な気持を民主的に組織したのが、事件発生直後に結成された各府県森永ミルク被災者同盟であり、その全国協議会であつた。それまでも、各地で、一部の人達が少数徒党を組んで種々の賠償を森永に要求したが、いずれも多数の被害者家族の同感をうるに至らず、すべて歴史の波間に埋没してしまつた。

「1. 社会的対策（権威者による事件と被害者の社会的抹殺）

厚生省の委嘱のもとづく、小山武夫、正木亮、田辺繁子らによる五人委員会を結成。明治、雪印等大手乳業会社の経費負担により、森永のなすべき社会的対策（補償基準）を定める。（一見、森永とも国とも被害者とも何ら関係のない公正な第三者との印象を与える。一方、森永に対策を「強制」する外観の下に、被害者攻勢から森永を「拘束・保護」する。）

五人委員会意見書により、森永の金銭賠償責任の免除。責任は道義の範囲に限定。将来責任と企業責任を解除。

「2. アフター・ケア対策（公益法人で学界ぐるみ買収。追跡調査、後遺症究明の道を開き、被害者を永久的に抹殺）

財団法人森永奉仕会を設立、奨励金制度を作り、小児科学会を中心にして企業癒着体制を確固たるものとする。それにより、医学者の姿勢の企業傾斜をより強化する。（医学の門から被害者を閉め出す。）

「3. 法律的対策（企業責任の解除により、被害者の要求の不当性を立証、被害者の永遠の抹殺をはかる）

徳島刑事裁判を無罪に持ちこみ、企業責任は全くないことにし、被害者の要求は不当であることを立証する。これにより、事件は完全に終息する。

——以上の諸対策が、一見、被害者の要求に応じて立てられたようを見せながら、実に用意周到に、多角的に、そして『科学的』ですらあるように、演出されたのである。世論もマスコミも、これらとだまされてしまった。

敗戦後の荒廃から、朝鮮戦争のブームによって息を吹き返した日本本の資本主義体制は、いよいよ高度成長に向むんとする矢先に起つた、この空前の企業事故に対して、一企業の枠をこえた、業界、行政、医学、有識者（御用学者）等、非人道的である限りのあるあらゆる

勢力をかき集めた連合軍を編成して対処し、被害者たる国民の立ち上がりを完膚なく圧殺しようと、その全力を傾注したのであった。國民世論を結集してたたかいたいえなかつた被災者同盟（被害者側）の未熟さ、及び、事態の本質を見きわめてたたかうことのできなかつた日本の民主主義の弱さが、ここに示されたのである。それは同時に、当時における国民のヒューマニズムの限界でもあつた。

昭和三十一年四月から六月の間に、被災者同盟全国協議会と各府県同盟は逐次解散を余儀なくされた。「長く組織を維持して、恒久的にこども達の健康な成長を見守つて行こう」との、同盟結成当時の気持は、わずか十ヵ月で押しつぶされてしまつたのである。こうして、全国の被害者とその家族には、以後十四年間にわたる厳冬の季節が訪れたのである。

しかし、幹部請負いに依存せず、真に同盟のたたかいに参加した人々は、たたかいを止めなかつた。というより、止められなかつたのである。なぜなら、いくら厚生省の全国一斉精密検診で「全治」と言われようと、権威者から「治つた」と宣告されようと、こども達の状態が中毒症と言われた時期と余り違わぬほど思わしくないからであった。却つて一層悪くなる子もあつた。こうして、一部の人々はたたかい、一部の人達は神仏にすがり、また多くの人々は絶望してしまつた。

組織的にたたかつたのは、岡山の守る会だけであつた。会が存在し、年に一回は総会を持ち、話し合つて志を一つにし、一緒に行動をする——ただそれだけの活動が、嚴冬の風雪から弱い人々を団結させ、こども達の健康を守つたのであつた。

最初の数年間、守る会は、森永と交渉してこども達の治療費を出させることに主たる活動目標をおいていた。しかし、渋々と出される『道義的』『恩恵的』な支出を断固として排除し、被害者の権利と会社の義務の関係を常に明確にすることを迫つた。企業と行政は

岡山の少数ゲリラ活動の掃蕩にさらに全力をあげた。守る会は一層の敵愾心を燃やして、訴えられる全国のあらゆる場に、訴えを拡大することに全力を挙げた。

森永や行政は、「守る会はユスリ・タカリの団体である」と宣伝し、守る会は「森永と国は人道の敵である」と宣言した。

どちらが正しいのか、戦斗は長期にわたる隠微でかつ苛烈なものとなつた。負ければどちらかが「人道の敵」か、「ユスリ・タカリ」かに烙印されるのであった。近代社会の市民の立場からすれば、それはモラルの問題であり、被害者の健全な成長を期する立場がらすれば、それは人道主義と民主主義の問題であった。

森永奉仕会の影響力が学界に瀰漫し、徳島刑事裁判が無罪になるなど、状況はもう守る会側には絶望的であった。しかるに、その反対の極には、多くの被害児の成長過程の異常が誰の目にも明らかに映るようになつてきていた。

これは正に極限状況と言えた。正にそのとき、守る会は、自らの名称から「岡山県」の文字を削除して、全国單一組織となることを宣言したのであった。

今こそ、真実を明らかにするべき時が来たのだ。岡山の開業医遠迫克美先生の努力によつて、昭和四十二年に、水島協同病院で行われた被害児三十五名の自主精密検診は、親達が願つて來た「後遺症究明」の最初の光りであった。守る会の理念、方針は、実に十二年目に、その正しさが証明されたのであった。

新日本医師協会の組織を通じて、自主精密検診のデータは各地に問題を提起した。岡大、阪大を中心にして、追跡調査活動が開始された。医学の名で葬られた事件が、再び医学の名において発掘されて行つた。こうして、それから二年後に、歴史的な丸山報告を公表するに至つたのであった。

昭和四十四年秋に行われた丸山報告は、社会の各方面に巨大な衝

撃を与えた。企業に、行政に、マスコミに、学界に、被害者に、世論に、それは、恐怖、狼狽、自責といったマイナスの感情から、希望、奮起といった積極的な気持までのあらゆる心理状態をまき起こした。

昭和四十四年十月三十日、岡山市で開かれた第二十七回日本公衆衛生学会の記事は、森永ミルク中毒事件一色に塗りつぶされて大々的に報道された。事件発生当時を上回る規模であった。それは、追跡を怠つて來たマスコミ関係者の自責を意味するものでもある。世間も驚愕し、長年月被害者圧殺に終始した森永と行政に対する国民的怒りが燃え上がつた。全国の被害者家族が、大挙して守る会へ押しよせて來た。彼らは、十四年間の暗闇を通じて、金よりも何よりも組織が必要であることが分かったのである。

丸山報告が朝日新聞にスクープされた翌日（十月二十日）、森永乳業株式会社は「青天のヘキレキ」と、驚きの声明を発して、直ちに厚生省にかけ込み、検診を願い出た。

何が「青天のヘキレキ」なのか？ 守る会は被害者の状況について常に森永に申し入れ、常に拒否されて來ていたのだった。厚生省もまた同様であった。従つて、彼らが地下に押し込めておいたつもりの被害者の悲惨な状態が、遂に世間に公表されてしまったことが「ヘキレキ」であったのだ。企業、行政の長年にわたる巨大な圧殺の押し蓋が、少数の守る会や協力者の力によってはね返されたことこそが「ヘキレキ」だったのである。

この時の厚生省の対応は、凡そ役所の常識を超える迅速さを示した。彼らは直ちに、西沢、浜本六人委員会を招集し、「後遺症はありえないが、親達の不安を解消するため、地域を限つて検診を行うよう」との答申を出させたのであった。その間一ヵ月もたたない速度であつた。

真実を究明するのが學問であり、学者の任であるとするならば、

この答申は、きわめつきの非科学的な独善・独断を意味する極度に政治的なものである。これこそ正に、十四年前と寸分違わぬ、企業、行政、医学の癒着構造を示す典型というべきものであった。

そして、厚生省は、中央突破、主陣地撃碎の強力作戦を開拓し、「岡山県を指定して検診を行い、後遺症のないことを明らかにし、もつて親達の不安を解消する」ことを指示したのであった。

しかし、世の中は、十四年前よりは進んでいた。そして、守る会には、同盟の敗北の教訓を生かそうという慎重さと聰明さとがあった。

十四年前、被災者同盟は短期解決に挑み、企業・行政は長期の対応によって抹殺を企てた。今度、守る会は長期・恒久のたたかいを挑み、企業・行政は短期撃滅作戦を採った。

岡山を中心として、守る会は各都府県支部組織の結成を急ぎ、各地において、民主的な医療陣を始め、労働組合、学生、生協、婦人団体、法律、社会福祉、教育、等の団体・人士の結集に努めた。「金はとらぬ。親の犠牲には目をつぶる。その替り、この子らの恒久的な仕合わせの保障を求める」——社会の誰一人として批判、反対のしようのない要求を掲げて世論の支援を求める以外に、守る会の勝利もこども達の救済もありえない、という捨身の作戦を展開したのであった。百尺竿頭一步を進める斗いであり、身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあるという古人の知恵そのものを実践する斗いであつた。そしてその根底には、日本の民主主義と人道主義に依拠するたたかいによらぬ限り成功は期せられぬとする守る会の伝統的意志が貫かれ、被災者同盟敗北の教訓が生かされたのであった。

厚生省・森永の中央突破作戦は、守る会、支援協力団体、世論の力によつて、阻まれつつ容易に進まなかつた。その一方で、丸山報告発表以後一年間は、企業との接触を一切断つ、との守る会第一回全国総会の決議は、森永側を却つて、より大きな困難の中に陥り入

れた。企業側の行うあの手この手の対策はすべて、一方的であり、企業本位であり、被害者不在、守る会無視の行為として世論の指弾を浴びた。

そして、国民各層の間から、自然発生的に全森永製品不買運動が盛り上がって行つた。守る会は「国民各層の支援に感謝する」意志を表明しつつも、自らの決行の時期は慎重におさえていた。

守る会（被害者側）と交渉をしているというボーズ（だけでも）をとることが、森永としては世論対策上緊急に必要であった。一方守る会としても、企業に責任を果させるために交渉を行う時期が迫りつつあつた。

事件発生以後、二十年にわたつて、被害者とその家族の最低の意志を正しく生かそうとし、他の何物によつても代替しないことを決意して不斷にたたかた守る会のモラルと団結、その指導・統制。その時どきの機運に便乗して、要求を変えない不動の意志。金銭賠償等の要求によって結集する別の被害者団体が出来ることを望み、被害者としての当然の要求、権利行使することを決して妨げない守る会の基本方針に拘わらず、森永ミルク中毒事件に関する限り、そのような別団体が結成されないこと。等、多くの現実は、森永側をして、ようやく、守る会の指導力によつて事件を終局的に解決する以外に、他に抜本的な方策のありえないことを、認識させることになった。しかし、森永側にとって何よりも恐ろしいのは、国民世論の無形の圧力であつた。

こうして、交渉方式についても、定期に無期限永久に、守る会側の都合を優先して、守る会側の斗志がいやが上にも燃え上がる事態になることがわかっている本部交渉、現地交渉一本立て方式を、会社側は無条件に受け入れたのであつた。

しかし、大方の予測通り、交渉は難渋を極め、しかも、会社側は

ますます窮地に陥った。そしてそのことが、不買運動をますます拡大して行つた。

双方の主要な対立点は次のとおりであった。

一、守る会側の主張は、因果関係、企業責任、行政責任を認め、恒久的な救済を行え、というものであり。

二、森永側の主張は、責任は道義的範囲内にあり、従つて、症状の如何を問わず治療費は健康保険自己負担分の全額を支払うが、重症者のリハビリテーションは国の制度を利用することを原則として、利用料、介護料のみを負担する、というものであつた。

さらには、具体的な方法論としては、守る会が被害者主導の救済事業機関を設置せよと主張するのに対し、森永側は、国と企業が主導し、守る会に参加を求める、認定並びに金銭支払いの機関を作らうという、対立があつた。

両者は、本質的に抜き難い相違で対立したのである。

守る会が組織をあげ、会員の総力を結集して作り上げた「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」の承認を求めて会社に迫つた最後の段階で、前記の両者の水炭相いれぬ関係が遂に明らかにされたのであつた。

こうして、守る会は、民事訴訟の提起と、不買運動の展開といふ両面作戦を同時に進めることを決議したのであつた。時に、昭和四十七年十二月の時点である。

しかし、守る会が法廷において求めたのは、損害賠償の請求ではなくて、因果関係、企業責任、行政責任の承認と、それによる恒久対策案の実現であった。そして、法廷で明らかにされる企業・行政側の理不尽と居直りに対しては直ちに強力な不買運動の国民的展開によつてこたえる態勢の確立であつた。

その前後から、「厚生省は手の汚れを認める」「厚生省は被害者救済の立場に立つ」等、幾つかのアドバルーンが当局高官の口から

出されるようになり、厚生省が乗り出す意志のあることを示し始めた。これは同時に、会社側の必死の工作の所為でもあつた。企業と行政の癒着ぶりは十八年前も十八年後も、いささかも変りはなかつた。変つたのはただ、露骨な圧殺政策の手をふり上げることがより困難となり、些少とも民主的ポーズをとることが必要となつたことだけであつた。そして、十八年ぶりに、守る会は、厚生省、森永と『対等』の立場で三者会談を構成するに至つたのである。

昭和四十八年十一月二十八日、徳島地方裁判所は、刑事法廷において森永有罪を宣告し、第一審無罪判決を自ら覆した。守る会の一貫した主張「企業責任、行政責任、後遺症対策の放置」を認めたのだった。

また厚生省は「岡山官製検診の結論をもつて、國の判断とはしない」とを声明した。

両者はまた、大阪地方裁判所の民事法廷においても、同様趣旨を陳べて、謝罪した。

こうして、守る会の恒久対策案に基づく救済対策委員会が結成され、救済対策委員会をもつて理事者とする財團法人ひかり協会が設立されたのであつた。法人を設立して被害者の恒久的救済対策を実施するという、わが国初めての局面が開かれたのであつた。民事訴訟の遂行と不買の訴えはともに取り下げられた。「たたかいかから建設へ」守る会の活動は、巨大な曲線を画いて、新らたな地平線をめざすことになつたのである。

しかし、問題はこれからである。わが国の民主主義とヒューマニズムを間うきびしく長いたかいにおいて、守る会は主張を貫き通し、勝利した。しかし、樂々と勝利したわけでは決してなく、辛くも勝利したにすぎないのである。不十分なままに残された問題は、いまもって、山積しているのである。

それら積み残された問題を列挙すると、主要なものはほぼ次のとおりである。

一、被害の実態、及びその因果関係の科学的解明は、なおきわめて不十分であり、これに取り組むことがまず必要である。この基礎条件の明確な整理・整備ができないままに構築された、ひかり協会の事業には、なお多くの根本的な修正が必要となってくるであろう。

二、守る会の活動と、ひかり協会の事業の基盤である『救済』の基本理念が十分に内外世論に定着しているとは言えず、絶えまなく混乱を起こしつつある。一つ一つのケースについての対応の中から基本理念の具体化を期する必要がある。

三、「一人の被害者に一枚の恒久対策案を」という真の個別救済の志向が、まだまだ一般的に不十分であり、個別に取り組み、個別救済の実を挙げない限り、恒久対策案は画餅に終る恐れがある。

四、財団法人ひかり協会の組織構成、基本財産、事業形成、事務管理等には、なお多くの抜本的改善の要があり、民主主義と救済の両基本理念を踏まえた正しい努力の集積が強く望まれている。

昭和三十年の事件発生以来、今日までの、森永ミルク中毒事件の概要は以下のとおりである。

運動のそれぞれの時点、協力支援活動のそれぞれの局面については、関係されたそれぞれの方々によつて、本書の各編、各項目において、可能な限り詳細に記載していただきたい。

読者が本書に目を通さざるならば、森永ミルク中毒事件の全容はほぼ理解していただけるものと信ずる。それは單に、過去二十年間の出来事だけに止まらず、被害者自身の手によつて今後二十年先のことにもまでふれられていくからである。すでに事態は、一企業による被害者救済の枠から、すべての国民の福祉の問題にまで関心が拡

がり始めているのである。

守る会は、国民の中の一部分として存在し、国民世論と共に歩むことを一貫して堅持して来た。『われわれだけの特種な事情』をあげつらうことは被害者エゴイズムを増幅し、自らを英雄化し、結局は社会から孤立してしまうことを、何にも増して警戒して來たのである。守る会が考え抜き、討議し抜いて出した結論や行動方針は、一見余りにも平凡である。大賢は大愚に似たりというわけであろうか？

従つて、守る会のすべての活動は、人間の営みそのものであつてそれ以外の何ものでもなかつた。それ故にこそ、長年月の間つづけられたのである。

本書全体は、二十年間の運動の集大成としての記録であるが、そこに収められた一つ一つの事実は、それが一個の物語りでありエピソードである。守る会のたたかいが、多くの国民の共感と支援を受けたと同じように、本書に収録されたすべての記録が、ほのぼのとした共感を持って読者の方々の胸を打ち、何らかの糧になりうるものと考える。

本書を、支援されたすべての国民の方々に対し、感謝の意をこめた報告書として、掲げるものである。

一九七七年一月三日